

平成24年第2回長与町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成24年 6月12日
 本日の会議 平成24年 6月21日
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 酒井 通博 君	議 事 課 長 村山 和聡 君
参 事 浜野 洋子 君	

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副 町 長 浜野 哲夫 君
教 育 長 黒田 義和 君	会 計 管 理 者 中山 祐一 君
総 務 部 長 葉山 義文 君	企 画 振 興 部 長 山田 譲二 君
生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君	建 設 部 長 鈴木 典秀 君
水 道 局 長 馬木 信一 君	教 育 次 長 勝本 真二 君
政 策 推 進 室 長 松添 高明 君	総 務 課 長 古賀 洋 君
財 務 課 長 宮崎 望 君	管 財 課 長 山下多喜男 君
税 務 課 長 田平 俊則 君	収 納 推 進 課 長 村山 政秀 君
企 画 課 長 松浦 篤美 君	地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君
環 境 対 策 課 長 益富 雅彦 君	健 康 保 険 課 長 小佐々 司 君
介 護 保 険 課 長 藤井 尚武 君	福 祉 課 長 西平 隆邦 君
農 林 水 産 課 長 浜口 務 君	管 理 課 長 吉村 了 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君	都 市 整 備 課 長 日野 勉 君
水 道 課 長 谷口 一美 君	下 水 道 課 長 浦川 圭一 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長 森川 敏幸 君	生 涯 学 習 課 長 和泉 嘉彦 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 吉村 邦彦 君	監 査 事 務 局 長 村田 和則 君
会 計 課 長 酒井喜代彦 君	

会議録署名議員

17番 西田 敏 議員

18番 河野 龍二 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 13時30分

閉会 14時40分

平成24年第2回長与町議会定例会

議事日程（第5号）

平成24年 6月21日（木）

午後 1時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	30	長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	※総務
2	31	平成24年度長与町一般会計補正予算（第1号）	※総務
3	32	町道池堂西時津線道路築造工事請負契約の締結について	※建産
4	請願 2号	未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度堅持を求める請願	※文厚
5	—	長与・時津環境施設組合議会議員補欠選挙	
6	—	議員派遣の件	
7	—	委員会の閉会中の継続調査申し出	

※付託された委員会

平成24年第2回長与町議会定例会

追加議事日程（第5号の追加1）

平成24年 6月21日（木）

日程	議案番号	件名	備考
8	発議 1号	未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制 度の堅持を求める意見言	

(開会 13時30分)

議長

(山口経正議員)

皆さん、こんにちは。

19日までの委員会審査、お疲れさまでした。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1、議案第30号、長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

ただいま議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

佐藤総務常任委員長。

総務常任
委員長

(佐藤 昇議員)

報告いたします。

去る6月15日、本会議におきまして、総務常任委員会が付託を受けました議案について審査結果を報告いたします。

まず、議案第30号、長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、6月18日午前9時30分より委員全員出席のもと、説明員として葉山総務部長、古賀総務課長の出席を求めて説明を受け審査いたしました。

主な内容は、人事院規則の運用についての一部改正に伴い、育児を行う職員の早出遅出勤務の利用条件の拡充を行うもので、第8条の3項、対象とする施設を拡充するもので、今回新たに4つの施設が追加されました。小学校に就学している子のある職員であって、施設に対象となる子を預けている場合に、その子を見送る、または出迎えるために早出遅出勤務の申請をし、公務に支障のある場合を除き認められるという内容でありました。

主な質疑として、申請主義になっているが、緊急に迎えに行くことになった場合、認められるのかという質疑に対し、この制度は、ある程度予定を組んで勤務時間をずらす制度で、事前申請が必要であり認められない、現実的には、そういう場合は休暇をとって対応しているとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議長

(山口経正議員)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第30号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第30号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第1、議案第30号、長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第31号、平成24年度長与町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

ただいま議題としております議案について、委員長の報告を求めます。

佐藤総務常任委員長。

総務常任
委員長

(佐藤 昇議員)

報告いたします。

去る6月15日、本会議におきまして、総務常任委員会へ付託を受けました議案第31号につきまして審査結果を報告いたします。

議案第31号、平成24年度長与町一般会計補正予算(第1号)の件につきましては、6月18、19日、2日間にわたって委員全員出席のもと、説明員として吉田町長、浜野副町長、黒田教育長、葉山総務部長、山田企画振興部長、田島生活福祉部長、鈴木建設部長、勝本教育次長、その他関係職に出席を求めて説明を受け審査いたしました。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ6億7,280万3,000円を追加し、総額を125億5,946万3,000円とするものであります。

主な内容は、高齢化社会における交通体系の現状分析と調査、いわゆるコミュニティバスの導入可能性を含めた調査費に269万9,000円、長与駅の上下線プラットホームにおけるエレベーター2基の建設費用1,750万円、保育所建設費用3億1,675万1,000円、高齢者見守りマップ作成費用等に210万円、健康ながよ21、25年から34年度版作成費用に384万3,000円、住宅リフォーム助成金に500万円、道路維持費、橋梁維持費に2,600万円、町道西高田線の区画整理事業区域内に係る道路の用地購入費などに1億6,000万円、火災時の現場連絡用トランシーバー、総務課本部分団を含む各分団へ2台ずつ配備する費用74万円、第8分団格納庫建設費用1,620万円、陶芸の館の老朽化したガス窯にかわる電気窯の購入と電気工事費に279万7,000円、国体に備えたふれあい広場と総合運動公園の表層土の入れかえと、ふれあい広場の傍聴棚設置費用に合わせて8,930万円などでありました。それぞれの執行に伴う財源は、国庫補助金、県補助金、基金の取り崩し、町債でありました。

主な質疑として、総務部関係では、町長車の運転業務178万7,000円、町長の身の回りの世話をする秘書業務99万8,000円について、新たに追加する措置であり、財政が厳しい中、おかしいのではないか、今まで職員でできたものが、なぜ外部委託をするのかという趣旨の質疑が続出し、所管の説明では納得できないとの委員会の総意により、町長、副町長の出席を求めて説明を受けました。政策推進課の職員が4月より1名減員になり、効率的な業務遂行に支障を来している、当初予算は12月ぐらいに固まるの

で、この件は間に合わず補正でお願いした、職員を雇うより少額で済む、危機管理の面、連絡調整の面、国体が終了すれば人事配置も考える、今後、運転手のあり方を含めた考え方は十分検討するとの趣旨の答弁がありました。

企画振興部関係では、長与駅エレベーター設置についての具体的な内容についての質疑に対し、通称、交通バリアフリー法の基本方針の改正により、1日当たりの利用者数が3,000人以上の駅は整備を行うこととなり、本年度は長崎県では長与駅と喜々津駅で実施されるようになったという説明があり、基本図面をもとに丁寧な説明を受け、事業主体はJR九州であり、総事業費1億500万円で、JRと国が3分の1負担の3,500万円、長崎県と長与町が6分の1負担の1,750万円であるとの答弁でした。

住宅リフォーム助成金につきましては、なぜ住宅だけで店舗はだめなのか、住宅兼店舗はどうなるのか、対象工事の内容はどういうものなのかなどの質疑があり、それに対する答弁は、長与町は住宅が多く、まず住宅の助成から始めたい、店舗兼住宅については、面積案分に対応することを考えている、工事内容は増築、改築、屋根のふきかえや塗装、外壁の塗りかえ、張りかえ、サッシ、畳の取りかえ、張りかえ、さらに門柱、ブロック塀も適用することでした。

生活福祉部関係では、保育所建設について、基本設計の図面をもとに説明があり、新保育所の特徴についての質問には、温かみのある保育所を目指し、保育室は日当たりのよい方に設置した、雨天時対応の遊戯室がある。少雨時対策の屋根つき園庭がある、障害児、小さい子供に対応するスロープがある、各クラスに手洗いを設置する、排せつがすぐできるようなトイレの場所を工夫した、給食用のリフトを設置した、園児が見渡せるような工夫をした、保育室の間は壁を設けずに、パーティションで対応したなどの答弁がありました。

建設部関係では、公共施設管理者負担金1億6,000万円の内容についての質疑が出され、その答弁としては、歳入は計上済みである、街路事業西高田線の補助事業であり、町で実施する分、組合施行で実施する分があるが、どちらも補助対象である、1億6,000万円の55%が補助で、残りの90%が起債で実施することでした。

公共施設管理者負担金4億4,000万円の債務負担行為について、なぜ設定しなければならないのか、算出根拠は何か、補助事業であるが補助金は確実に入ってくるのかなどの質疑が出され、区画整理法120条でうたわれていて、組合側からすると、町が負担する費用を担保できるようになっている、町が債務負担行為をすることにより、財源を確保することができる、算出根拠は、総額6億の事業で23年度分を除いた4億4,000円を計上している、設計段階での数字であり、限度額である、この件は九州整備局も了解している、この金額を実際に払う場合は、減額されると思う、補助金は単年度申請であるため、文書はないが関係当局には了解をもらっているとの答弁でした。

次に、教育委員会関係では、ふれあい広場の土の入れかえと傍聴棚の設置、総合公園の土の入れかえの予算が出ているが、県補助金356万8,000

円の算出根拠と、それぞれの事業の事業費についての質疑に対し、県補助金は事業費から国の補助金を減額し、その額から交付税の措置額をさらに減額し、その額の3分の1になっている、傍聴棚は国体開催のための設備事業とは認められず、補助対象にはなっていない、概算であるが、ふれあい広場の傍聴棚工事が3,740万円、土の入れかえに2,630万円、総合運動公園の土の入れかえに2,560万円を見込んでいるとの答弁でした。

質疑終了後、河野委員から債務負担行為4億4,000万を削除する、第1表、歳入歳出予算の8款土木費、5項都市計画費1億6,275万8,000円を減額し、それに伴う財源、国庫支出金、繰入金、町債を減額する修正案が出されました。修正案の質疑の後、修正案、原案に対する討論を行い、採決を行いました。採決の結果、修正案は賛成少数で否決、原案は賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

議 長

(山口経正議員)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第31号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、本案に対しては、河野龍二議員ほか1名から、お手元に配りましたとおり修正の動議が提出されています。

修正案について提案理由の説明を求めます。

河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

議案第31号、平成24年度長与町一般会計補正予算(第1号)に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の2及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙修正案を添えて提出いたします。

発議者、長与町議会議員、河野龍二、発議者、長与町議会議員、堤 理志。本予算案を1ページめくっていただきまして、次のように修正をいたします。

第1条中の補正予算額6億7,280万3,000円を1億6,275万8,000円減額し、補正予算額の合計を5億1,007万5,000円に改めます。それにより、総額125億5,946万3,000円を123億9,670万5,000円に改めるものです。

第2条中の債務負担行為の補正は削除いたします。

第3条、地方債の補正は別表のように改めます。

それでは、予算書の第1表の歳入歳出予算補正を次のように改めます。

第1表の歳入では、13款国庫支出金、第2項国庫補助金を8,800万減額し、補正額は1億7,012万7,000円に補正額を訂正いたします。

次に、17款繰入金、2項基金繰入金を995万8,000円減額し、補正額は9,759万4,000円に、20款1項町債を6,480万円減額し、

2億3,310万円に減額するものであります。

歳出では、8款5項都市計画費を1億6,275万8,000円すべて減額するものであります。

第2表の債務負担はすべて削除し、第3表は街路事業分を抹消いたします。

提案理由でございますが、ごらんのとおり減額分は都市計画道路西高田線の工事に伴う公共施設管理者負担金など経費となります。

その理由ですが、一つに、都市計画道路西高田線の必要性に疑問を感じるものであります。本線は、わずか1,380メートルの区間に46億円を超える多額の費用をかける建設道路であります。到底理解することができません。この事業は、平成8年に事業認可がされてるとお聞きいたしておりますが、本当に必要な道路でしょうか。町の説明によりますと、榎の鼻交差点などの渋滞解消につながるという説明ですが、起点は役場前から終点は西高田踏切までで、結局は榎の鼻交差点を通過し、延長された県道に接続され、同じ交通量が県道に戻る形となります。それを46億円もかけて整備する必要性に疑問を感じます。また、当初計画から高田駅付近にループ橋をかけるなどの計画は変更を余儀なくされ、これだけの費用をかけての効果も疑わしいものだと感じます。

この道路は、今後、延長がされるという説明ですが、いまだどのような形で、いつまでに完成するか不透明であり、また、当然新たな認可が必要になってきます。この事業がこのまま進められることは、また長い年月と相当数の血税がつき込まれることが予測されます。直ちに事業の見直しを行うべきだと思ふところから、減額の修正を提案するものです。

2つ目に、公共施設管理者負担金の問題です。土地区画整理法第120条では、土地区画整理事業が都市計画で定められた幹線道路、その他重要な公共施設の造成を主たる目的とする場合、施行者の求めに応じて公共施設の管理者が当該施設の新設変更に関する事業費の全部または一部を負担する旨の定めがあります。

ここでいう重要な公共施設とは、単に区画整理区域内の住民の利便性に供するものではなく、他の住民にとっても多く利用されるものでないと判断できます。そうしなければ組合施行といっても民間が行う事業であり、そこには利益も発生します。区画整理事業内の住民が使う道路などへの事業への公金の支出は、他の住宅開発や組合施行による区画整理事業に対し不公平な扱いとなります。

では、この都市計画道路西高田線が、広く住民の利便性に効果があるかというところの疑問になります。この疑問になりますと、先ほど説明した疑問となります。渋滞解消に全く効果がないとは言えませんが、これだけの多額の費用をかけるなら、ほかの形の中で渋滞緩和を図った方がよっぽど効果的ではと思います。また、町内の現状の道路事情を見れば、三彩橋交差点の方が早急な対応が必要だと思ふます。先ほど述べましたが、今後の延長策はいまだ不透明の課題であります。現状の計画では1,380メートルしか計画されておらず、明らかに区画整理事業のための道路であり、よって、この補

正予算は債務負担行為も計画され、西高田線を進捗しようとする予算であり、事業進捗の予算の削減し、修正案の提案といたします。以上です。

議 長

(山口経正議員)

これから、修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に賛成者の討論はありませんか。

8番、川井哲雄議員。

8番

(川井哲雄議員)

8番。議案第31号、平成24年度長与町一般会計補正予算(第1号)に賛成の立場から発言いたします。

補正予算額6億7,280万3,000円に対しての財源内訳は、県、国の支出金が2億6,735万、町債が2億9,790万、一般財源が6,010万4,000円、その他が4,744万9,000円となっております。この補正予算額の中には、長与町におけるバリアフリー化整備事業、高田保育所建設事業、国体、消防費関連など、町民生活に重要性のある事業も組み込まれております。しかしながら、今後も検討が必要と考えられる住宅リフォーム助成、また、委員長より説明がありました秘書業務委託料、また、河野委員からもありました公共事業なども含まれた補正予算ではありますが、おおむね妥当と考えましたので賛成といたします。以上です。

議 長

(山口経正議員)

次に、原案及び修正案に反対者の討論はありませんか。

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

次に、修正案に賛成者の討論はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

修正案に賛成の立場で討論いたします。

発議者ですから、先ほど述べた理由が賛成討論であります。まずは、原案に対して討論の中で少し述べたいと思います。

原案は、総務費所管では長与駅のバリアフリー化に伴う費用や各地域コミュニティに対する補助金が計上されておりました。また、民生費でも手狭だった高田保育所が新しく生まれ変わり、子供にも環境にも優しい保育所が建設されることが大変望ましいと思います。さらには、高齢者の見守り事業の拡充という内容も含まれております。

商工費では、これは全国の日本共産党が各自治体で提案し、全国に今広まっておりますが、本町でも堤議員が何度も取り上げ、今回、県下のまちでいち早く導入されたリフォーム助成金が計上されております。その他土木費でも、消防費でも町民の安心・安全のまちづくりに必要な予算だと思います。ですが、先ほど述べました修正案のとおり、どうしても納得できないのが都

市計画道路西高田線の必要性に疑問を感じることです。また、この道路は、先ほども申しましたように、余りにも多額の費用がかかる事業であり、その効果が疑わしいものです。1,380メートルの道路事業に対し、46億7,800万円の工事費です。1メートルの工事をするのに330万の費用が必要となります。余りにも膨大な規模であり、到底納得できません。さらに、広く町民が利用に供する道路かも疑問であり、事業の中止、見直しを求め、修正案に賛成いたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

9番、森 謙二議員。

9番 (森 謙二議員)

私は賛成の立場から意見を述べます。

まず、秘書業務委託料は、町長が外出する際の公用車を運転する人員として、運転手を外部から入れるということであり、職員を公務に専念させる考えから、運転手を新たに雇うこととありました。これについては、経費削減の観点から、タクシーの活用で解決できるのではないかとの意見もありましたが、町の危機管理上の考えもあり、重大な問題ではないと判断しました。今後の経過を観察したいと思います。

電算システム運用開発委託料に関しては、子ども手当から児童手当への制度改正に伴う必要なシステムの改修でありました。これに関しては、今後の町の電算情報システムの充実を図ることについては喫緊の課題であります。

消防施設に関しては、予算をやりくりしつつ、老朽化した格納庫の建てかえや防災面の充実のために、トランシーバーを備えるなどの努力が見られます。

長与駅舎内のエレベーター設置に関しては、法律上の要請に沿って手続が行われており、車いすの利用者にとどまらず、今後ふえる高齢者の利用を想定した内容であり、今後のJR利用のしやすさが期待されます。

住宅リフォーム助成は、利用に関する基準の妥当性や昨今の低迷する景気を考えると有効な対策であると思われまます。

ほか同様に、本補正予算は、一部課題を含みつつも重大な瑕疵はないと結論づけました。以上です。

議 長 (山口経正議員)

次に、原案及び修正案に反対者の討論はありませんか。

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

7番、金子 恵議員。

7番 (金子 恵議員)

私は、議案31号、平成24年度長与町一般会計補正予算に対し、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算額は6億7,280万3,000円で、5%の増という大きな規模で提案されました。歳出におきましては、47%を占める高田保育所の建設に係る経費が計上されています。これまで施設の老朽化が進み、耐震

基準も満たされていない状況であり、保育環境の向上と施設の安全確保は大きな課題でもありました。子供たちの動線にも十分配慮された設計となっており、今後の子供たちの健やかな成長の場としての完成が待たれます。

5項都市計画費、4目街路事業費、西高田線につきましては、明るく住みよいまちづくりの基礎的なものとして、市街地活性化のため積極的に事業を推進しています。

また、消防費においては、老朽化の進んでいた第8分団格納庫の建てかえは、本町の中心部で安全・安心を守る拠点として早急な整備が望まれるところであります。

次に、保健体育費ですが、本町は平成26年度長崎国体の少年女子ソフトボールの会場であり、それに向け、ふれあい広場、総合運動公園の表層土入れかえは40数年に1度の国体の成功と、来町した選手に気持ちよくプレーしてもらうため、必要不可欠であると考えます。

その他、経済活性化対策、弱者への生活支援、そして安全・安心のまちづくりなどの内容を盛り込んだ、今回の補正予算が速やかに執行されることをお願いし、賛成討論とさせていただきます。

議 長 (山口経正議員)

次に、修正案に賛成者の討論はありませんか。

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

次に、原案及び修正案に反対者の討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第2、議案第31号、平成24年度長与町一般会計補正予算(第1号)を採決します。

まず、本案に対する河野龍二議員ほか1名から提出された修正案について起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

(起立少数)

議 長 (山口経正議員)

起立少数。

よって、修正案は、否決されました。

次に、原案について起立によって採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議 長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第32号、町道池堂西時津線道路築造工事請負契約の締結についてを議題とします。

ただいま議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

山口建設産業常任委員長。

建設産業
常任委員長

(山口憲一郎議員)

御報告をいたします。

去る6月15日、本会議におきまして、建設産業常任委員会に付託を受けました議案の審査の結果につきまして報告をいたします。

議案第32号、町道池堂西時津線道路築造工事請負契約の締結につきましては、6月18日、委員全員出席のもと、説明委員として鈴木建設部長、日野都市整備課長、その他関係職員の出席を求め、開会后、すぐに現地調査を実施し、調査終了後、質疑を行い、慎重に審査を行いました。

今回の入札につきましては、15社を指名し、6月7日に入札会を実施し、その結果、株式会社西海建設が落札し、工事請負契約を締結するもので、工事の概要は、全長593メートルのうち、西側埋立地を起点として熱回収施設までの400メートルで、車道6.75メートル、歩道2.5メートルの幅員で新設するものであると説明を受けました。

審査の過程で、一括発注ですれば経費の削減になるのではないかと、分割した理由とはという質疑に対しては、直接工事費の大きい方が経費率は安くなるので一括発注の方が安くなるが、理由があつて分けている、補助事業の予算の関係で分割しているという答弁でありました。また、公共請負契約で後から追加工事が出てくる場合が多いが、今回の工事では追加は考えられないのかという質疑に対しては、発注前の段階で、一部事務組合と道路内の埋設管理等の協議をしており、手戻りのないように計画をしているという答弁でありました。また、生活道路として利用すると思われるが、街灯の計画はあるのかという質疑では、地方部の町道であるので計画はないという答弁でありました。

審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議 長

(山口経正議員)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第32号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第32号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第32号、町道池堂西時津線道路築造工事請負契約の締結についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4、請願2号、未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度堅持を求める請願についてを議題とします。

ただいま議題としています請願について、委員長の報告を求めます。

西岡文教厚生常任委員長。

文教厚生
常任委員長

(西岡克之議員)

それでは御報告いたします。

去る6月15日、本会議におきまして、文教厚生常任委員会へ付託を受けました請願2号、未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度堅持を求める請願についての件につきましては、6月18日、19日、委員全員出席のもと、説明員として紹介議員、佐藤 昇議員の説明を受け、慎重に審査をいたしました。

請願の主な内容といたしましては、平成18年度に義務教育費の国庫負担制度の堅持をされたものの、義務教育費の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられ、現在、減額された分は地方交付税で措置されているが、今後、補助金の一括交付金化の動きもあり、恒久的に安定財源とは言えない。今後、義務教育費国庫負担率を2分の1に縮減し、全国的な教育水準を確保し、安定的な地方財源の構築を求めるものであります。

これに対し、主な意見として、堅持というタイトルは変えてはどうか、少し弱い感じであるとか、文面にあるようにGDPに占める教育費の割合がOECD諸国の中で平均4.9%、日本が3.3%というのは、日本はGDPが大きいので金額はかなり大きくなる、比率だけでは考えられないので書き方はどうかと思うとの意見も出ました。それぞれに2分の1が3分の1に減額されたということで、現在の3分の1ももしかしたら一般財源化されるという危惧を持っている、とりあえず3分の1は堅持し、その上で2分の1に戻して、もっと国が負担すべきではないかとの趣旨であると考えられるとか、比較がパーセントで出ているので、国力、人口が違うので一概に低いというのは好ましくないと感じるとの答弁がありました。

慎重に審査をした結果、全会一致で採択するものと決しました。

以上、報告を終わります。

議 長

(山口経正議員)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、佐藤 昇議員。

13番

(佐藤 昇議員)

ただいまの報告では、付託日が15日と委員長おっしゃいましたが、これ12日の誤りではないのでしょうか。

それと、報告で18日9時からと、19日13時30分から、2度審査したということですが、なぜ1度結審した議題が再審査をされたのか。この請願2号は、紹介議員からも文教厚生常任委員会に対して抗議の申し入れもあ

っております。また、本来であれば、必要のない費用弁償も発生しております。委員会運営に問題がなかったのかという点も含めて、本会議場でしっかり報告するべきではないかと思いますが、どうですか。

議長

(山口経正議員)

西岡文教厚生常任委員長。

文教厚生
常任委員長

(西岡克之議員)

それでは御報告をいたします。

18日に委員で請願を審査をいたしました。ところが、その中で一部事務的ミスが見つかり、19日、再度事務の修正をいたしました。

付託は12日でございます。

議長

(山口経正議員)

佐藤議員。

13番

(佐藤昇議員)

事務的な手続じゃなくて、意見書案を審査しなかったんじゃないんですか。全部、だから議案として処理しなかったから再審査したんじゃないんですか。

議長

(山口経正議員)

西岡委員長。

文教厚生
常任委員長

(西岡克之議員)

おっしゃるとおりです。意見書案を採択を逃しましたので、19日に意見書案を採択をいたしました。以上。

議長

(山口経正議員)

しばらく休憩します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

西岡委員長。

文教厚生
常任委員長

(西岡克之議員)

意見書案の審査をしなかったということで、再度、審査をやり直したということでございます。

以上、報告終わります。

議長

(山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、請願2号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

6番、安藤克彦議員。

6番

(安藤克彦議員)

私は、本請願に対しまして、賛成の立場から討論をさせていただきたいと思っております。

まず、義務教育ということですので、子を持つ親として述べさせていただきます。

きたいと思います。

憲法第26条には、国民の教育を受ける権利について定め、義務教育はこれを無償とすると明記されております。義務教育費国庫負担制度は、この26条の基礎となる制度であります。財政力の弱い地方自治体に住んでも全国同じ条件で教育が受けられるように、義務教育に係る費用を国が一定割合を負担する制度であり、教育の機会均等、義務教育の全国的な水準の維持向上に大きな役割を果たしてまいりました。しかし、今日、請願趣旨にもあるように、平成18年度に政府が進めた三位一体改革によって、国庫負担金が従来の2分の1から3分の1へと引き下げられました。これは現政権によっても変わっておりません。

減らされた分の国庫補助負担金は、地方交付税という形で税源移譲が行われているようですが、今日の地方交付税の削減を受けて、地方への予算が減らされることになれば、特に財政力の弱い地方などで義務教育の予算にシワ寄せを受けることになりかねません。

このことから、義務教育の運営に直接責任を負い、そして義務教育を支えてきた地方自治体が、改めて国庫負担制度の必要性を政府に対して訴えることが大切であると考えます。

以上の立場から、私は国庫負担制度を堅持すること、また、負担割合を復元することについて、国会議長及び政府の関係機関に対して意見書を提出することに賛成であります。議員の皆様におかれましても、ぜひ賛同いただきたいと願います。

以上、賛成討論といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

2番、安部 都議員。

2番

(安部 都議員)

私は、請願2号の未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度堅持を求める請願に、賛成の立場から討論をいたします。

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づく義務教育である機会均等、水準確保、無償制を支えるためには、教育は人なりと言われるように、教職員の確保、適正配置、資質向上が重要であります。そのための財源を国が安定的に確保することが義務教育費国庫負担制度であります。

すべての国民に対し、義務教育を保障し、これからの日本を担う子供たちが全国の自治体の格差を生じない等しい教育を受けるために、この制度が必須不可欠であります。しかし、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、8,467億円の減となりました。その分を地方交付税で措置されましたが、平成24年度の予算は約1兆5,597億円となり、0.4%、70億円の削減となりました。また、一括交付金化の動きもあり、恒久的安定した財源とは言えません。子供たちの教育、環境を最善のものとしていくことは、国の責務であります。また、日本の国内総生産、GDPに

占める初等・中等教育費の割合は諸外国に比べ3.2%しかありません。国策として学力向上を目指し、教育水準を保つために、国が教育投資を拡充する必要があります。

よって、このような理由でこの請願に賛成といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第4、請願2号、未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度堅持を求める請願についてを採決します。

本請願に対する委員長報告は、採択です。

本請願は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本請願は、採択とすることに決定しました。

日程第5、長与・時津環境施設組合議会銀の補欠選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

長与・時津環境施設組合議会議員に、岩永政則議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました岩永政則議員を長与・時津環境施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました岩永政則議員が長与・時津環境施設組合議会議員に当選しました。

ただいま当選されました岩永政則議員が議場におられます。
会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。
当選人の岩永政則議員のあいさつを許します。

11番

岩永政則議員。
(岩永政則議員)

皆さん、こんにちは。

ただいま選挙の結果、御指名をいただきました岩永でございますが、この問題につきましては、数年前から大きな町政の課題でもございます。ようやく位置につきましても決定をいただきまして、いよいよもって施設の建設の時期を迎えるわけでございまして、約90億という膨大なお金を投じまして両町における施設の設置がなされるわけでございます。現在の議員の皆さん方と一緒に力を合わせながら、適正、公正な、また公平な議会運営ができますように努力をしていきたいというふうに考えておりますので、本日ここにおられます議員の皆さん方におかれましても、ぜひよろしく御指導いただきたいというふうに思います。当選のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

議長

(山口経正議員)

日程第6、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第7、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。

文教厚生常任委員長、議会運営委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、議長報告を行います。

長与町議会改革等調査特別委員会委員長に、互選の結果、岩永政則議員が選出されましたので、御報告いたします。

これで議長報告を終わります。
場内の時計で14時40分まで休憩します。

(休憩14時25分～14時40分)

議長

(山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議長報告の中で、私が1点漏らしておりましたので、追加して報告をさせていただきます。

建設産業常任委員会の副委員長に、互選の結果、分部和弘議員が選出されましたので、御報告をいたします。

ただいま配付のとおり、議員提出の発議第1号、未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書、これを日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

日程第8、発議第1号、未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

酒井議会事務局長。

議会事務局
局長

(酒井通博君)

それでは、議案を朗読します。

発議第1号、未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書。

上記議案を提出します。

平成24年6月21日、提出者 長与町議会議員 西岡克之、賛成者 長与町議会議員 饗庭敦子、賛成者 長与町議会議員 安部 都。

未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等及び義務教育費無償の原則として、全国のどこで学んでも子供たちがひとしく教育を受けることができるようにするとともに、自治体間での教育水準に格差を生じさせないようにするため制定されたものです。また、義務教育費国庫負担制度は、国による教育分野の最低保障というべきもので、地方分権の推進を阻害するものではなく、すべての国民に対し適正な規模と内容の義務教育を保障するためには必要不可欠なものです。さらに未来を担う子供たちに対し、国民として必要な基礎的資質を培うための豊かな教育を保障することは、国の社会基盤形成の根幹ともなるものです。しかし、平成18(2006)年度において、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、義務教育費の国負担率は2分の1から3分の1に引き下げられました。平成24(2012)年度予算、政府

案の地方交付税は約17.5兆円、前年度比0.5%増となっています。現在、義務教育費国庫負担金が減額された分は地方交付税で措置されていますが、補助金の一括交付金化の動向もあり、義務教育にとって恒久的に安定した財源とは言えません。全国的な教育水準を確保し、安定した地方財政を構築するためには、義務教育費国庫負担率を2分の1に復元すべきです。教育予算は未来への先行投資であり、子供たちに最善の教育環境を提供していくことは社会的な使命です。よって、国におかれては、義務教育費の負担率を2分の1に復元することを含め、義務教育費国庫負担制度の堅持とその趣旨を生かした教育予算の充実を図られるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月21日、長崎県長与町議会。

以上です。

議長 (山口経正議員)

お諮りします。

本案については、提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第8、発議第1号、未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、議長に一任願います。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、今期定例会において決議されました案件につきましては、字句、数字、その他、軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので、許可します。

吉田町長。

町 長

(吉田慎一君)

閉会に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

去る6月12日に開会をしていただきました平成24年第2回長与町議会定例会も本日閉会となりました。

本定例会は、私にとりまして、就任以来、初めての議会でありまして、今後4年間の長与町が目指すまちづくりの思いの一端であります所信表明をさせていただきました。また、13名の議員さんから多くの一般質問等をいただき、町政の発展の立場から御指摘、御指導を賜りました。心から感謝を申し上げます。あわせて、提案いたしました各議案につきましても、本日御決定をいただきありがとうございました。皆様からの御指導、御提案、御指摘につきましては、真摯に受けとめさせていただきまして、この長与町が住みたい、住み続けたい、住んでよかったと思えるような幸福度日本一の町になることを目標に、職員一丸となりまして、全力で努力してまいりたいと考えておりますので、皆様方の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げる次第であります。

梅雨の季節でございます。議員各位におかれましては、御自愛をいただき、御健勝にて御活躍を賜りますよう、心から御祈念を申し上げまして、閉会に当たりまして、お礼の言葉にかえさせていただきます。ありがとうございました。

議 長

(山口経正議員)

今定例会を終了するに当たり、会期中の6月15日に突然御逝去なされました長与町議会改革等調査特別委員会、野中健次委員長を悼み、一言申し上げます。

長与町議会議員3期、長与町職員として38年5カ月という長きにわたり、長与町のために奉職をいただいた野中健次議員の御功績は偉大であります。私たちは、その御遺徳を長く記憶にとどめ、長与町議会議員としての使命をしっかりと果たしていくことをお誓い申し上げたいと思います。

ここに謹んで野中健次議員の安らかなる御冥福をお祈り申し上げます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成24年第2回長与町定例議会を閉会します。

お疲れさまでした。

(閉会 14時40分)

地方自治法第123条の規定により、署名する。

長崎県西彼杵郡長与町議会議員

署名議員

署名議員